

林野庁工事成績評定要領

平成10年3月31日 10林野管第31号
林野庁長官より各営林(支)局長あて
(最終改正)
平成17年9月16日 17林国管第70号

第1 目的

この要領は、林野庁の地方支分部局（森林管理局の森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所を含む。）及び施設等機関における一般会計及び国有林野事業特別会計の請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、この結果を競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）第5条に規定する資格審査に活用することにより、契約の適正な履行及び公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。

ただし、森林管理局及び施設等機関の長（以下「森林管理局長等」という。）が評定を行う必要がないと認められたものにあつては、この限りでない。

第3 評定者

工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 1 当該工事を発注する森林管理局及び施設等機関の工事を担当する主管課長（以下「主管課長」という。）
- 2 森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）において、当該工事を担当する担当課長等（森林管理事務所においては、当該工事を担当する担当調整官、治山センター及び総合治山事業所においては当該工事を担当する担当技術専門官をいう。以下同じ。）
- 3 会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあつては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあつては「検査職員」という。）

第4 評定の方法及び時期

- 1 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合はそれらの者が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（様式3①から③まで）及び監督職員の考査項目表（様式4①から⑥まで。以下「項目表」という。）、検査職員は項目表（様式5①から⑭まで）及び担当課長等は項目表（様式6①から③まで）に基づき評定を行い、その評定の結果を工事成績採点表

及び工事成績採点表（内訳表）（様式2①及び②まで。以下「採点表等」という。）を参考に項目別評定点（様式1）に取りまとめ、工事成績評定表（別記様式第1号。以下「評定表」という。）を作成するものとする。なお、建築工事の出来ばえ評定については、工事成績評定基準（様式9）に基づき行うものとする。

- 4 担当課長等及び監督職員である評定者は工事の完成のときに、検査職員である評定者は工事の検査実施のときに、それぞれ評定を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、森林管理局長等が別に定めるものとする。
- 5 請負者は、高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況等（様式8①から②まで）を提出することができることとし、提出があった場合は監督職員、担当課長等が合議をもってその評価を行い、工事の評定に当たって適切に反映することとする。
- 6 第7で規定する評定の修正は、引き渡し後、かし担保期間中に、事故等によりかしが判明した場合に行うものとする。

第5 評定表の提出等

- 1 第3第1項及び第3項の評定者は森林管理局長等に、第3第2項及び第3項の評定者は森林管理署等の長（以下「森林管理署長等」という。）に、遅滞なく評定表を提出するものとする。
- 2 森林管理署長等は、前項の規定により受理した評定表について、四半期ごとに工事成績一覧表（別記様式第2号）に取りまとめ、遅滞なく森林管理局長等に報告するものとする。

第6 評定結果の通知

森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理署支署長は、第5第1項の規定により評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第3号）により、評定の結果を遅滞なく、通知するものとする。

第7 評定の修正

森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理署支署長は、第6の規定により評定の結果を通知した後、評定を修正したときは、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書により、その結果を遅滞なく、通知するものとする。

第8 評定内容の説明等

- 1 第6又は第7による通知を受けた当該工事の請負者は、通知を受けた日の翌日から14日以内に、書面により森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理署支署長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理署支署長は、前項の規定により評定内容について説明を求められた場合は、請求を受けた日の翌日から14日以内に、書面により回答するものとする。
- 3 森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理署支署長は、前項の回答を行う場合には、第9又は第10に規定する工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理支署長から回答を受けた者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により森林管理局長等に対して、再苦情を申立てることができる。

- 5 第1項及び第2項の事項については、第6又は第7の通知に、第4項の事項については、第8の第2項の回答において明らかにするものとする。

第9 森林管理局等工事成績評定評価委員会

森林管理局長等が意見を求める森林管理局等工事成績評定評価委員会の構成は、別表1に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

第10 森林管理署等工事成績評定評価委員会

森林管理署長等が意見を求める森林管理署等工事成績評定評価委員会の構成は、別表2に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

附 則

この改正は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から施行する。

別表1 森林管理局等工事成績評定評価委員会
森林管理局の工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構 成 員
建設工事部会 (土木工事等)	支出負担行為担当官が契約する土木工事等の工事	委 員 長 森林整備部長 委 員 治山課長 森林整備課長 当該工事評定者（上記官職の者が評定者となっている場合は、評定者として出席する。）
建築工事部会 (庁舎・宿舍建築工事等)	支出負担行為担当官が契約する工事のうち上記以外の工事	委 員 長 総務部長 委 員 職員厚生課長 経理課長 当該工事評定者（上記官職の者が評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

森林技術総合研修所の工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構 成 員
建設工事部会 (庁舎、宿舍建築工事等)	分分支出負担行為担当官が契約する建築工事等の工事	委 員 長 総務課長 委 員 技術研修課長、経営研修課長 当該工事評定者（上記官職の者が評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

別表2

1 森林管理事務所工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構 成 員
工事部会	分分支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 上席調整官 委 員 調整官（総務担当） 調整官（事業担当） 治山担当の調整官が設置されている場合は、当該調整官 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

2 森林管理署工事成績評定評価委員会

部会名	工 事 の 種 類	構 成 員
工事部会	分任支出負担行為担当官が 契約する工事等	委 員 長 次長 委 員 総務課長 業務（第一）課長 治山課が設置されている場合は、治山課長 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者 となっている場合は、評定者として出席す る。）

3 支署工事成績評定評価委員会

部会名	工 事 の 種 類	構 成 員
工事部会	分任支出負担行為担当官が 契約する工事等	委 員 長 支署長 委 員 総務課長 業務課長 治山課が設置されている場合は、治山課長 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者 となっている場合は、評定者として出席す る。）

4 治山センター工事成績評定評価委員会

部会名	工 事 の 種 類	構 成 員
工事部会	分任支出負担行為担当官が 契約する工事等	委 員 長 所長 委 員 所長補佐 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者 となっている場合は、評定者として出席す る。）

5 総合治山事業所工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構 成 員
工事部会	分任支出負担行為担当官が 契約する工事等	委 員 長 所長 委 員 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者 となっている場合は、評定者として出席す る。）

様式及び別記様式